



平成28年度から

軽自動車税の税額が変わります

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率が平成28年度課税分から変更となりました。

原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

車種		旧税額(平成27年度まで)	新税額(平成28年度から)
原動機付自転車	第1種(50ccまで)	1,000円	2,000円
	第1種(50ccミニカー)	2,500円	3,700円
	第2種乙(90ccまで)	1,200円	2,000円
	第2種甲(125ccまで)	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車(125cc超250ccまで)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
ポートトレーラー		2,400円	3,600円

三輪および四輪以上の軽自動車

車種	税額				
	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	平成28年4月で最初の新規検査から13年を経過した車両		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※最初の新規検査は、自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。
 ※初度検査年月の「月」が不明の場合は、記載されている年の12月とします。

●三輪および四輪のグリーン化特例(平成28年度分の軽自動車税に限る)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準を満たす車両についてグリーン化特例が適用されます。

車種	税額							
	標準	電気自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリット車					
		75%軽減	50%軽減		25%軽減			
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円			
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成32年度 燃費基準+ 20%達成車	5,400円	平成32年度 燃費基準 達成車	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円		3,500円		5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	2,500円	平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円		1,900円		2,900円

※ガソリン車・ハイブリット車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。



～ご注意ください～

軽自動車税は、毎年4月1日時点で軽自動車等を所有している人に課税されます。軽自動車等を、廃車、名義変更または住所変更したときは、必ず手続きをしてください。なお、年度途中で廃車または名義変更をされても、税の払い戻しはありません。

問合先 財務部税務室(☎84-5063)